

めんごい

今年は山形とは思えないほど雪が少ないお正月でしたね。
皆さんはどんなお願い事をされたのでしょうか？新しい年が良い年になりますよう私達相談員も微力ながらお手伝いさせて頂きたいと思います。
今年もよろしくお願ひ致します。



○山形県への退去届けは、1月10日提出期限でしたがお済みですか？

○福島県ふるさと住宅移転(移転)補助金について

- ・H29.3.31 までに完了する福島県内の自宅等への移転が対象となります。移転完了後に、申請手続を行います。
- ・避難元市町村への応急仮設住宅退去等確認書の提出期限は、移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の15日まで。
- ・県への補助金申請の期限は、移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の末日まで。

福島県被災者のくらし再建ダイヤル ☎ 0120-303-059

○福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金について

- ・賃貸借契約後、補助金交付申請書(第3号様式)を提出してください。

※申請書を受理した月の家賃等から補助対象額を算定します。

ただし、民間賃貸住宅等の契約締結日から起算して3ヵ月後の属する月の末日まで(最長で平成29年6月30日まで)に県が受理した場合、平成29年1月分の家賃等から算定できるものとします。

(平成28年12月31日時点で民間賃貸住宅等へ転居済みの場合は、平成29年3月31日までの受理分が遡及算定の対象です。)

福島県民賃等補助金事務センター

☎ 0800-800-0218(0261)(0273)

○山形県内住宅移転支援事業補助金について

福島県の避難指示区域以外(H27.6.15時点)から、山形県内の応急仮設住宅等に入居している避難世帯のうち、県内の民間賃貸住宅等へ転居する世帯

補助対象経費：平成29年1月1日から3月31日間の引越して、

- ①家財道具運搬のための引越業者による運送費用
- ②家財道具運搬のための運搬車両のレンタル費用
- ③②で給油を要する場合の費用

収入要件：月額所得21万4千円以下を満たす世帯

補助額：対象経費の実費額又は1世帯当りの上限額のいずれか低い額

上限額は複数人世帯5万円・単身世帯3万円

申請時期：引越し日の10日前又は平成29年3月10日(金)(必着)のいずれか早い日

山形県危機管理課 復興・避難者支援室 ☎ 023-630-3100

花・はな会 開催のご案内

誰でも気軽に話せる場所として、避難者生活支援相談員が開催しています。「相談は無いけど世間話をしたいだけ」「色々な手続きの仕方がわからない」「相談がしたい」方等大歓迎です。是非参加してみてください。

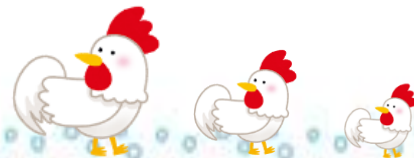
たきやま地域包括支援センターの看護師に血圧測定をしてもらいながら、健康相談等、話を聞いてもらうこともできます。

次回開催日時：平成29年2月15日

9:30~12:00

場所：元木公民館 研修1

山形市元木3-4-8



れんらくさき

住所：山形市城西町二丁目2-22

山形市総合福祉センター2階

山形市社会福祉協議会

電話：023-645-8061(平日8:30~17:30)

福祉のまちづくり係 避難者生活支援相談員

メール：mengoi@yamagata-shishakyo.or.jp